

特 記 仕 様 書

I. 工 事 概 要

(○印の付いた「・」の項目を適用する)

1. 工 事 名 少年自然の家高圧受変電設備改修工事
2. 工事場所 鹿児島市吉野町11078番地4
3. 工 期 本工事の工期は、令和 9年12月17日までとする。
4. 建物概要

建 物 名 称	構 造	階数	※延べ面積(m ²)	消防法別表	備 考
少年自然の家	鉄筋コンクリ造	3階建	3,164.40	(15)項	

※○建築基準法による表記 ・文部科学省算定床面積 ・その他 ()

5. 工事種目

(○印の付いた「工事種目」を適用する)

工 事 種 目		工 事 種 別			
		本 工 事			
1. 電 灯 設 備	一式				
2. 動 力 設 備	一式				
3. 電 熱 設 備	一式				
4. 雷 保 護 設 備	一式				
5. 受 変 電 設 備	一式	○			
6. 電 力 貯 蔵 設 備	一式				
7. 自 家 発 電 設 備	一式				
8. 構 内 情 報 通 信 網 設 備	一式				
9. 構 内 交 換 設 備	一式				
10. 情 報 表 示 設 備	一式				
11. 映 像 ・ 音 響 設 備	一式				
12. 拡 声 設 備	一式				
13. 誘 導 支 援 装 置	一式				
14. テレビ共同受信設備	一式				
15. テレビ電波障害防除装置	一式				
16. 監 視 カ メ ラ 設 備	一式				
17. 駐 車 場 管 制 設 備	一式				
18. 入 退 室 管 理 装 置	一式				
19. 自 動 火 災 報 知 設 備	一式				
20. 自 動 閉 鎖 設 備	一式				
21. 非 常 警 報 設 備	一式				
22. ガス漏れ火災警報設備	一式				
23. 中 央 監 視 設 備	一式				
24. 構 内 配 電 設 備	一式	○			
25. 構 内 通 信 線 路 設 備	一式				
26. 太 陽 光 発 電 設 備	一式				

6. 鹿児島市建設工事請負契約書第33条に基づく部分使用
○無 ・有(範囲、時期については監督員の指示による)
7. 鹿児島市建設工事請負契約書第38条に基づく指定部分
○無 ・有(範囲、時期については監督員の指示による)

II. 一 般 事 項

(○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する)

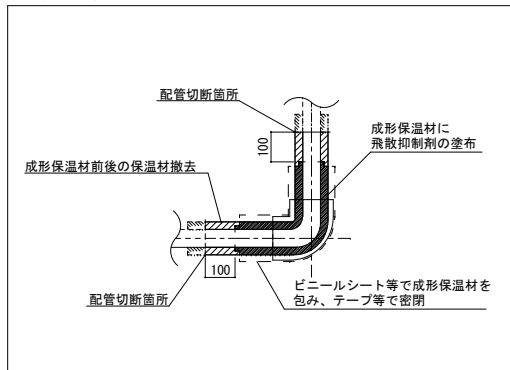
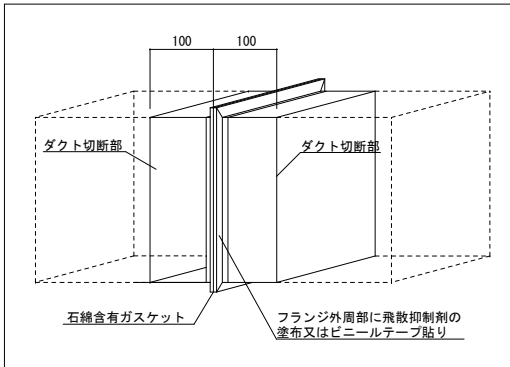
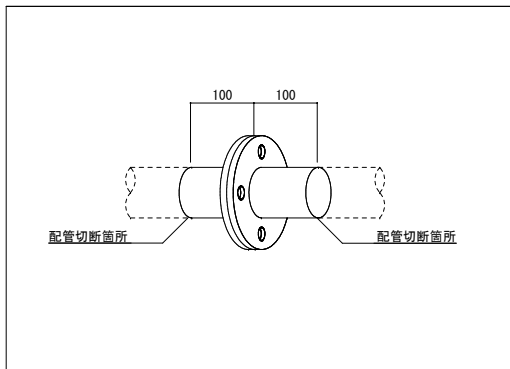
- ① 本工事は、公共工事であることを十分に認識し、工事の施工に当たって必要な官公署その他への手続きは速やかに行い、建築基準法、労働安全衛生法、建設工事公衆災害防止対策要綱及びその他関係法令を遵守し、災害及び事故の防止並びに環境の保全に努めること。
- ② 本工事の施工において、関係法令により資格が必要な作業については有資格者が行うこと。
- ③ 本工事の関連工事に従事する別契約の受注者とは、関連の工程・段取り等を事前に十分協議し、相互理解の上で施工すること。
- ④ 安全管理をはじめとする、その他の諸管理に十分留意して作業を行うこと。
- ⑤ 本工事の施工に当たっては、地場産業育成の見地によってできる限り、市内の専門業者や労働者の活用を図ること。また、資材についても同じように市内業者からの購入に努めること。
- ⑥ 元請業者は、下請業者の施工能力の向上・雇用管理・労働安全管理等の措置に関し、必要な指導、助言その他の援助を行い、両者の合理的な関係の確立に努めること。
- ⑦ 建設工事の一部を下請に付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事の着手前までに)提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- ⑧ 工事を施工するために、建設工事の一部又は以下の各号の業務を下請に付する場合は、施工体系図を作成し、工事期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督員に遅滞なく(遅くとも下請工事又は業務の着手前までに)提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。
- (1) 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- (2) 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- (3) 工事現場の警備(交通誘導を含む)を行う業務
- (4) その他監督員が記載を指示した業務等
- ⑨ 本工事の施工業者は、建設業退職金共済制度の趣旨をふまえ、この制度の活用に努めること。
10. 建設業法第26条及び同施行令第27条に規定する監理技術者については、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けたものを選任し、その工事現場の専任とするものとする。
- ⑪ 設計図書に明記なき事項といえども、機能上、技術上必要と認められるものは監督員と協議のうえ、施工すること。
- ⑫ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム(GORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後10日以内(土、日、祝日等を除く)に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内(土、日、祝日等を除く)に、完成時は工事後10日以内(土、日、祝日等を除く)に(一財)日本建設情報総合センターに登録しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。
- ⑬ 気象予報又は警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。なお、地震、大雨及び台風等が発生した場合は、直ちに工事現場の被災状況を調査し、被災の有無にかかわらずその状況を監督員に報告すること。
- ⑭ 災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保を優先するとともに二次災害の防止に努め、その経緯を監督員に報告し、適切に対応すること。
- (低入札価格調査に基づく措置)
- 低入札価格調査基準価格未満の価格での受注者に対しては、次に掲げる措置を講じるものとする。
- ⑮ 施工体制の強化
- (1) 低入札価格調査の対象となった工事(以下「調査対象工事」という。)には、専任の主任技術者等を配置すること。
- (2) 調査対象工事を施工する場合において、契約日の属する年度及びその前年度に完成した工事に関し、次のいずれかに該当する場合は、配置すべき主任技術者又は監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を専任で1人配置すること。
- ア 65点未満の工事成績評定を通知された場合
- イ 工事請負契約書に基づき修補又は損害賠償を請求された場合
- ウ 品質管理・安全管理に関し、指名停止又は書面による警告・注意の喚起を受けた場合
- エ 自ら起因して工期を大幅に遅らせた場合
- ⑯ 監督体制の強化
- (1) 受注者は、施工体制台帳を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときは、これに応じなければならない。
- (2) 受注者は、特記仕様書に基づく施工計画書を提出し、その内容についてのヒアリングを求められたときはこれに応じなければならない。
- (工事施工)
- ⑰ 工事現場での通行、運搬、掘削、舗装等の作業に当たっては、特に現場周辺の住民及び通行人への危険防止に万全の注意を払うとともに、昼夜間を問わず、十分なる安全対策を行い、事故の皆無を期すること。また、工事現場周辺の側溝、その他の公共物を土砂やモルタル等の残材等で埋没させないよう特に注意すること。埋没させた場合は速やかに受注者の負担で復旧すること。
- ⑱ 本工事の施工現場の詰め所等においては、火気責任者を定め、火気の取り扱いには十分注意すること。(下請業者への指導を含む。)
- ⑲ 本工事の施工に当たって、支障物件を発見し、工事の進捗に影響があると思われる場合には、速やかに監督員に連絡し、互いに協議の後、監督員の指示により処理すること。なお、軽微なものについて、これによる費用は受注者の負担とする。
- (屋内に使用する材料等)
20. ホルムアルデヒドを発散する資材を使用する場合、居室内はF☆☆☆☆規格、居室へホルムアルデヒドが流入する恐れのある床下及び天井裏は、F☆☆☆☆規格以上にそれぞれ適合すること。但し、これによりがたい場合は監督員と協議し、承諾を得ること。
- ※ 対象となる材料
- 木質建材(合板、木質フローリング、パーティクルボード、MDF等)、壁紙、ホルムアルデヒドを含む断熱材、保温材、接着剤、仕上げ塗料等。
- 注) ドアガラリ等により通達され、居室への流入が見込まれるトイレ等は、居室と一体化とみなす。
21. クロロビリホスを添加しないこと。クロロビリホスを添加した材料でないこと。
22. 塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性系のものとする。(水廻り及び湿度の高い箇所を除く。)但し、有機溶剤系塗料を使用する場合は、トルエンやキシレンの拡散が極力小さいものとする。
- (契約不適合責任検査)
- ⑳ 契約不適合責任(鹿児島市建設工事請負契約書第41条)の確実な履行を図るため、受注者は、契約不適合責任期間の満了前に、受注者の負担で、契約不適合責任検査を実施すること。受注者は、発注者から契約不適合責任検査実施の通知を受けた場合は発注者の指定する方法により速やかに契約不適合責任検査の実施日及び報告書提出日を回答するうえで、契約不適合責任検査を実施し、その結果を報告すること。なお、履行の追完方法は発注者と協議のうえ、実施すること。
- (火災保険等)
- ㉑ 請負契約締結後速やかに、次の工事保険に加入し、証券又はこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- 火災保険等(工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)等)に生じる損害を填補)
- 請負業者賠償責任保険(工事の施工に伴い第三者に与えた損害を填補)
- 保険内容が含まれる火災保険、建設工事保険、組立保険等でも可とする。その場合、保険証券等により保険内容が確認できるものであること。
- (法定外労災保険の付保等について)
- ㉒ 法定外の労災保険の付保
- 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。なお、当該保険契約を締結したときは、その証券またはこれに代わるもの(保険証券等)の写しを直ちに監督員に提出すること。保証期間は工期後満21日間(24時まで)とする。
- ㉓ 墜落制止用器具の使用について
- 高さ2m以上の作業床がない箇所、または作業床の端・開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所における作業については、労働者の危険を防止する手段として、墜落制止用器具の使用を講じること。
- (前払金・中間前払金)
- ㉔ 前払金 ※請求することができる ○令和8年度中に請求すること
- ㉕ 中間前払金
- (1) 請負金額が100万円以上で年度内に完成する工事は、契約時において中間前払金か部分払金のいずれかを選択すること。なお、契約に当たり部分払をすることを選択した場合は、中間前払金は行わない。
- (2) 中間前払金を受けるための要件(全て満たすこと。)
- ア 請負金額の10分の4の前払金となされていること。
- イ 工期の2分の1を経過していること。
- ウ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- エ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (3) 中間前払金の割合について
- 請負代金の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計

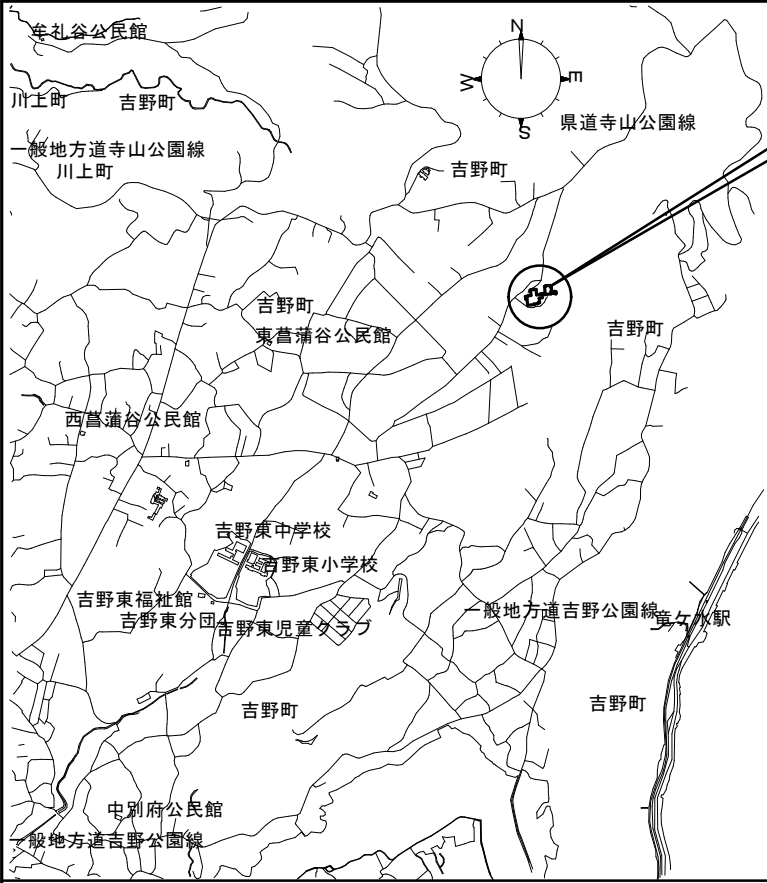
- 額が請負代金の額の10分の6を超えてはならないものとする。
- (営繕工事における週休2日工事について)
- ㉙ 実施に当たっては、鹿児島県「営繕工事における「週休2日」工事実施要領(令和7年8月1日施行)(以下、「実施要領」という。))を準用するものとする。なお、実施要領は鹿児島県ホームページから入手できる。
- (桜島地区の工事について)
30. 本工事は、「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」に基づき対応を行う。「桜島地域営繕工事における渡船料算出等取扱要領」は鹿児島市ホームページから入手できる。
- (路上工事の一時中止について)
- ㉚ 「鹿児島県域の路上工事縮減に関する行動計画」に基づき、下記の期間は路上の工事を原則一時中止するものとする。
- ・令和 8年 4月28日(火)22時から令和 8年 5月 7日(木) 9時 事由: ゴールデンウィーク
- ・令和 8年 8月 7日(金)22時から令和 8年 8月17日(月) 9時 事由: お盆
- ・令和 8年12月28日(日)22時から令和 9年 1月 4日(月) 9時 事由: 年末年始
- なお、日時は変更することもあるため、詳細については監督員と協議し、かつその指示に従うものとする。
- (街区基準点等について)
32. 街区基準点等付近での工事等については、街区基準点等の亡失、き損の防止を念頭に、「鹿児島市国土調査標識等管理保全要綱」に従い、所定の様式を監督員に提出し、監督員の指示に従わなければならない。
33. 工事の施工において、施工範囲に境界点、公共基準点等の標識が設置されている場合においても亡失、き損してはならない。工事の支障となる場合は、監督員へ報告の上、保護・復旧措置等について協議するものとする。
- (暴力団関係者等による不当介入を受けた場合の措置)
- ㉜ 暴力団関係者等による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、その旨を遅滞なく発注者及び警察に通報すること。また、暴力団関係者等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (環境基本計画)
- ㉝ 本工事に伴う環境への影響を抑制するため、工事車両通行往復ルートの分別、交通整理員の配置、走行速度の制限、ルートの設定等の対策を講じること。
- ㉞ 本工事に使用する建設機械については、原則として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条第1項に基づく「鹿児島県環境物品等調達方針」に適合するものを使用すること。
- ㉟ 本工事に伴い提出する関係書類については、可能な限り「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」第10条第1項に基づく「鹿児島県環境物品等調達方針」適合製品又はエコマーク製品、グリーンマーク製品などの環境ラベリング製品を使用すること。
- ㊱ 本工事に伴い提出する関係書類については、写真やメーカー提供の資料等、両面印刷では支障を生ずるものは除き、可能な限り、両面印刷とすること。
- ㊲ 工事に伴い発生する廃棄物については、缶・ビン、ペットボトル、プラスチック容器類を撤出しやすいような分別ボックスの設置スペース又は分別ヤードを設置するなどて、分別の徹底及びリサイクルに務めること。
- (低騒音型建設機械の使用の原則化)
- ㊳ 本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。
- (現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合)
- ㊴ 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合
- 現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合には、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」として取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や、現場保全の義務(現場の巡回等)があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。
- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間。
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、受注者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われていない期間。
- ㊵ 発注者への報告
- 前項の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われていない期間を明確にしておくこと。
- (現場代理人の兼任)
- ㊶ 現場代理人の兼任を認める工事
- 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金の変更、契約の解除等を除く。)を処理する受注者の代理人であるが、次の(1)から(5)の全てを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとする。
- なお、専任の主任(監理)技術者と現場代理人を兼務する場合において、専任の技術者配置の特例により他の現場と兼任が認められた工事については、(2)、(4)、(5)の要件を満たすものとし、兼任できる工事は2件までとする。
- (1) 兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の請負金額が4,500万円未満であること。ただし、設計変更により、工事の請負金額が4,500万円以上となり、各々の工事における主任(監理)技術者と現場代理人が異なる場合においては、受発注者協議の上、兼任することが出来る。
- (2) 発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡が取れること。
- (3) 兼任する工事の相互の移動は、概ね1時間以内であること。
- (4) 発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。

- (5) 兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。また、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。
- ㊷ 手続き
- 現場代理人の兼任を行う場合には、「現場代理人の兼任(変更)申請書(第11-1号様式)」を提出し、発注者の承認を得たのち、必要に応じ、「現場代理人等変更通知書」により、発注者に通知すること。
- なお、それぞれの工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。
- ㊸ 受注者に対する措置請求
- 安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置を取るべきことを請求するものとする。
- (監理技術者等の途中交代)
- ㊹ 「監理技術者制度運用マニュアル」に明記された監理技術者等の途中交代に関する条件に該当し、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合は途中交代が可能となる。
- (監理技術者等の途中交代の試行について)
- ㊺ 本工事は、工程上一定の区切りと認められる時点で、監理技術者又は主任技術者の途中交代を認める試行工事である。
- (1) 工程上一定の区切りと認められる時点とは、品質管理・出来形管理が必要な工事的物の施工が完了した時点とし、仮設備の撤去、後片付け及び検査等を行う期間は、監理技術者等の途中交代を認めることとする。
- (2) 受注者と発注者が協議し、工事の継続性、安全管理、工程等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。なお、総合評価落札方式の場合は、当該工事の入札契約手続きにおける競争参加資格を満足する者を配置しなければならない。
- (施工体制点検等への協力)
- ㊻ 請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)以上の工事においては、「鹿児島市施工体制点検要領」に基づく点検を、また請負代金額が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の建設工事の下請契約を締結した工事においては、同要領の枠組外における「一括下請負に関する確認」を実施するので、受注者はこれに協力すること。
- (ダンストラック等による過積載等の防止について)
- ㊼ 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ㊽ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ㊾ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- ㊿ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- ㊱ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ㊲ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故が発生させたものを排除すること。
- ㊳ 49項から54項のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- (電子納品について)
- ㊴ 本工事は電子納品対象工事とし、市ホームページに掲載する鹿児島市電子納品ガイドライン【建築・設備編】及び鹿児島市電子納品ガイドライン運用の手引き【建築・設備編】に定める基準に基づいて作成した電子成果品を納品すること。
- (架空線の防護措置について)
- ㊵ 架空線の防護措置における防護管設置については、受注者が架空線管理者と協議するものとし、防護管設置の必要があるとされた場合は、監督員と協議により設計変更の対象とする。
- (公共工事における現場一斉閉所の実施について)
- ㊶ 受注者は、公共工事における現場一斉閉所の実施に協力するものとする。なお、現場閉所の実施への協力は、受注者の判断によるもの(任意)とし、実施の有無等について発注者への報告は必要ないものとする。なお、県ホームページに本取組みに係るチラシを掲載しているので確認のこと。
- (道路占用許可申請及び道路使用許可申請について)
- ㊷ 申請については、受注者が道路管理者や警察署と協議するものとし、必要書類については、監督員と協議の上、作成すること。なお、道路占用料及び道路使用許可申請手数料については、監督員との協議により設計変更の対象とする。
- (情報共有システムを活用した工事の試行)
- ㊸ 情報共有システム
- (1) 本工事は、情報共有システム活用の試行対象工事である。
- (2) 試行にあたっては、鹿児島市営繕工事等における情報共有システム活用工事試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- (建設キャリアアップシステム活用工事の試行)
- ㊹ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用工事の対象である。試行に当たっては、鹿児島市建設キャリアアップシステム活用工事試行要領(令和8年4月1日)に基づき行うものとする。試行要領は、鹿児島市ホームページから入手できる。
- III. 建設副産物
- (○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する)
- (共通事項)
- ① 発生材の処理
- (1) 引渡しを要するもの ・有 () ○無
- (2) 廃棄処分するもの ○有 ・無
- (3) 再生処理又は再資源化を図るもの ○有 ・無
- ② 建設副産物の処理における、運搬及びその処理費用は本工事費に含む。
- ③ 建設副産物は、再生処理又は再資源化することを原則とし、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「鹿児島市建設局における再生資源活用工事実施要領(鹿児島市)」を遵守するとともに、マニフェスト(産業廃棄物管理票)システムにより適正処理を行うこと。また、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合は、契約書及び、許可証の写しを監督員に提出すること。

図 4
令和8年度報告書(改訂1)

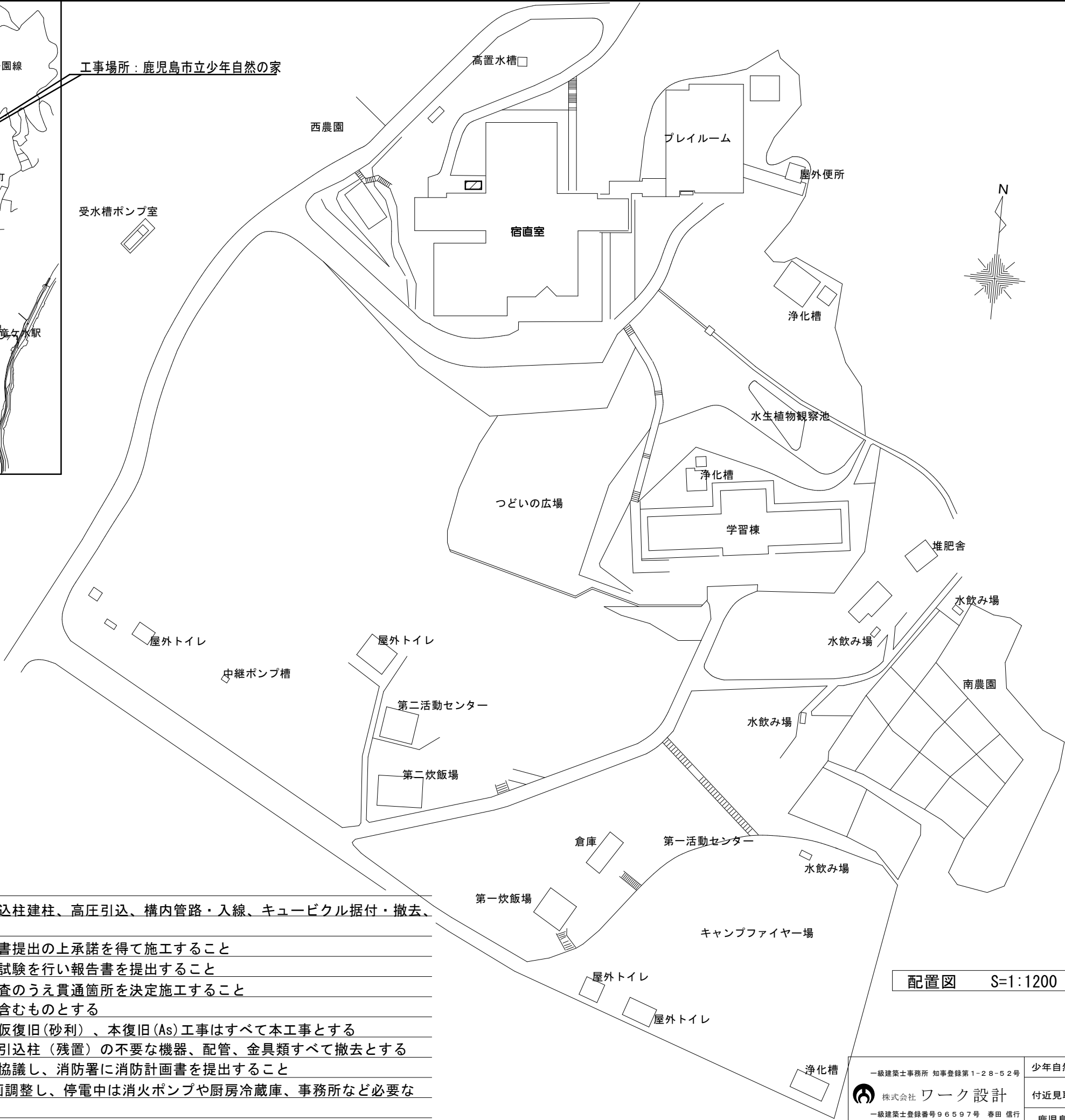
少年自然の家高圧受変電設備改修工事		
特記仕様書(1)	NO SCALE	1
鹿児島市建設局建築部設備課		全 9

石綿含有保温材等及び石綿含有成形板等除去特記事項		Ⅱ. 石綿含有保温材等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		Ⅳ. 石綿含有仕上塗材の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する			
Ⅰ. 共通事項 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する		1. 関係機関 協議・届出 法令等に基づき、撤去工に必要な関係機関との協議及び届出を速やかに行うこと。 (労働基準監督署、鹿児島市環境保全課等)		1. 撤去作業			
① 石綿含有対象建材	本工事に係る石綿含有建材は次のとおりとする。 但し、事前調査を行い、新たに石綿含有が確認された場合や含有が疑われる場合は、速やかに監督員に報告を行い適切に処理すること。 石綿含有建材の有無 ・ 有 ○ 無 ・ その他 () 石綿含有建材の種別 ・ 石綿含有保温材等 ・ 石綿含有成形板等 ・ 石綿含有仕上塗材	2. 撤去作業 ・ 石綿含有成形保温材付き配管の撤去 成形保温材付き配管の撤去は、原則として切断による方法とする。 (1) 撤去方法 ① 配管の切断に先立ち、飛散防止措置として成形保温材に飛散抑制剤の塗布を施すとともに、成形保温材前後の保温材を撤去する。 ② ビニールシート等で成形保温材を包み、配管表面でテープ止めとし、密閉する。 ③ 配管の切断は、密閉部分の両側約100mmの箇所において慎重に行う。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ①撤去した成形保温材付き配管は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で、特別管理産業廃棄物であることを表示し、構外搬出処理とする。 ② マニフェスト票の備考欄に「廃石綿」であることを明示し、適正に処分すること。		・ 石綿含有仕上塗材の撤去 石綿含有仕上塗材の撤去は、原則として飛散防止のために十分な集塵機能を有する電動工具を用いる方法とする。 (1) 撤去方法 ・ 穿孔 ① 十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用し穿孔すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ・ コア抜き(ダイヤモンドカッターによる) ①コア抜き作業により影響を受ける石綿含有仕上塗材を撤去する。十分な集塵機能を有する電動工具を適切に使用しコア抜きすること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 (2) 処分方法 ①回収した仕上塗材は、プラスチック袋等で二重に梱包し密封した上で運搬、廃棄を行うこと。 ② マニフェスト票の備考欄に「石綿含有仕上塗材」であることを明示し、適正に処分すること。			
							
		② 関係法令の遵守		大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則、労働安全衛生規則、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守すること。 また国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修の次の図書についても遵守すること。 (1) 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (2) 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (3) 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (4) 建築物解体工事共通仕様書・同解説			
		③ 事前調査		施工に先立ち改修、解体等の対象建材について石綿等使用の状況を監督員に確認した上で事前調査を行うこと。なお、建築物及び石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物に係る事前調査は、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣及び環境大臣が定める者が行うこと。 また、法令に基づき速やかにその結果を鹿児島市環境保全課及び労働基準監督署に報告すること。報告は、原則として石綿事前調査報告システムから電子申請で行うこと。さらに、監督員に書面で別途説明すること。 建築物の構造上、解体等工事に着手する前に目視することができない箇所にあつては、解体等工事に着手した後に目視が可能となった時点で調査を行い、再度報告及び説明を行うこと。			
		4. 施工計画		(1) 事前調査の結果に基づき、施工計画書(作業管理組織図、作業方法、揭示方法、産業廃棄物処理方法)を作成して監督員に提出すること。 (2) 施工計画にあたり、令和3年3月厚生労働省及び環境省作成「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」及び令和3年3月環境省作成「石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第3版)」を参考とすること。 (3) 作業従事者及び施設利用者等の安全に配慮するとともに、施設利用者等の活動に支障が生じないように留意すること。 (4) 使用器具・機械類等は、石綿含有建材の撤去等に必要で適切な工具・機器類等であること。			
		⑤ 揭示		Ⅲ. 石綿含有成形板等の撤去等 ○印の付いた「番号」「・」の項目を適用する			
		6. 作業者		1. 撤去作業 ・ 石綿含有天井材の撤去 天井材の撤去は、原則として原形のまま取り外すこと。ただし、原形のまま取り外すことが技術上著しく困難で、切断を伴う撤去等を行う場合は、十分な飛散防止措置を講ずること。 (1) 撤去方法 ・ 切断等によらない撤去 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後「手ばらし」により、破壊や粉砕しないように処理すること。 ② 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ③ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。 ④ 撤去等を行うにあたり建材の大きな割れや破損による石綿繊維の飛散が想定される場合は、監督員と協議の上、必要に応じて湿潤化や隔離養生、局所集じん機の使用等の措置を講ずること。 ・ 切断等による撤去等 ① 対象の石綿含有成形板は、撤去部を湿潤な状態とした後、切断等の処置を行うこと。また、切断等の範囲が最小限となるように施工すること。 ② 作業箇所は、施工区画として側面4面を養生シート等で覆い、飛散防止に努めること。但し、穿孔を行う際は、十分な集じん機能を有する局所集じん装置を使用し、飛散防止とすること。 ③ 残った切断部断面には、切断箇所から石綿が飛散することのないよう、飛散防止措置を講ずること。 ④ 撤去後は、高性能真空掃除機(HEPAフィルター付き)にて清掃すること。 ⑤ 作業にあたっては呼吸用保護具(使い捨て式防塵マスク不可)、保護メガネ、手袋、専用の作業衣を着用すること。			
		7. 保管		(1) 現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずること。 (2) 保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行うこと。			
		8. 運搬		(1) 石綿含有建材の廃材を高所から移動する場合は、揚重機を使用して、高所より投下しないこと。 (2) 石綿含有建材の廃材の集積、積み込みに当たっては、廃棄物の積み替え移動回数を最小限にすること。 (3) 石綿含有建材の廃材の運搬車及び運搬容器は、当該建材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。 (4) 運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずること。			
		9. 後片付け		(1) シート等により区画、隔離した場合において、作業に使用した工具、足場等は付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 また、作業衣及び呼吸用保護具も、廃棄のために袋に入れた場合以外は、付着した石綿を除去した後、作業場外へ持ち出すこと。 (2) 区画、隔離養生に用いたシート等を再使用する際は、区画、養生を片付ける前に高性能真空掃除機等により付着した粉じんを除去すること。 (3) 区画、隔離等に用いたシート等を処分する際は、石綿繊維等粉じん付着面を内側に折りたたんだ後に密封処理を行い、石綿含有建材同様の処理を行うこと。			
		10. 作業の結果の報告		除去作業が完了したときは、その結果を遅滞なく監督員へ書面で報告すること。			
							
						図 4 令和3年度版改訂 (改訂1)	
						少年自然の家高圧受変電設備改修工事	
						石綿含有保温材等及び 石綿含有成形板等除去特記事項	
				鹿児島市建設局建築部設備課			
				NO SCALE			
				3 / 全 9			



付近見取図 NO. SCALE

工事場所：鹿児島市立少年自然の家

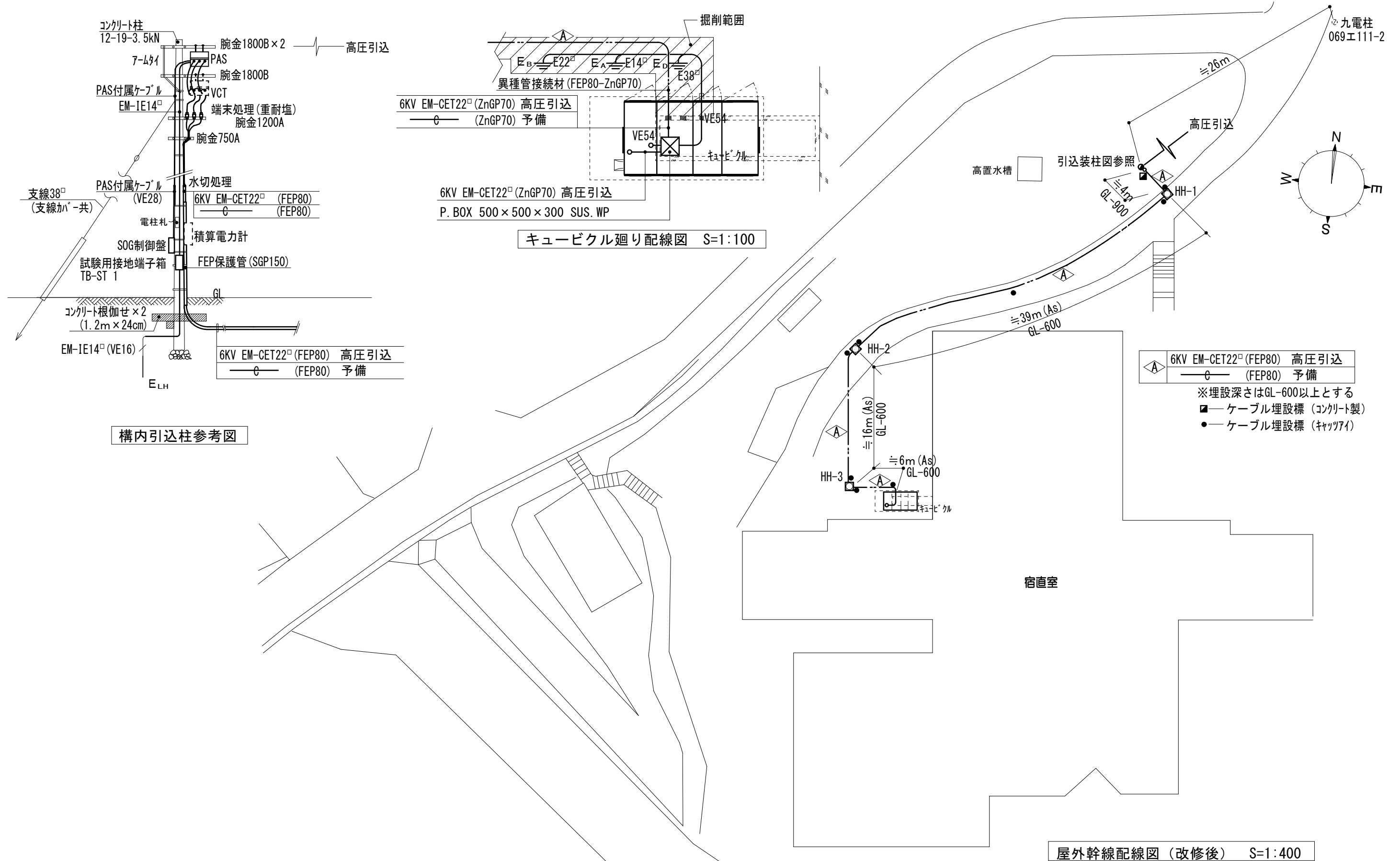


配置図 S=1:1200

～特記事項～

1. 本工事は屋外キュービクルの改修工事で、引込柱建柱、高圧引込、構内管路・入線、キュービクル据付・撤去、接地極工事（図示）の一式を含む
2. 基礎アンカーはあと施工アンカーとし、計算書提出の上承諾を得て施工すること
3. 基礎アンカーは打設本数の50%以上の引抜試験を行い報告書を提出すること
4. ピット内の貫通は既設ラックとの取合いを調査のうえ貫通箇所を決定施工すること
5. 幹線ケーブルの二次側端子引外しは本工事に含むものとする
6. 構内管路のカッター、斫り、掘削、埋戻し、仮復旧（砂利）、本復旧（As）工事はすべて本工事とする
7. 既設高圧引込ケーブルはすべて撤去し、既設引込柱（残置）の不要な機器、配管、金具類すべて撤去とする
8. 停電中の消防設備については、防火管理者と協議し、消防署に消防計画書を提出すること
9. 停電作業時間は2.5日間（60時間）で計画調整し、停電中は消火ポンプや厨房冷蔵庫、事務所など必要な場所に仮設発電機を設置すること

一級建築士事務所 知事登録第1-28-52号		少年自然の家高圧受変電設備改修工事		
 株式会社 ワーク設計	付近見取図、配置図		1/1200	4
	鹿児島市建設局建築部設備課		全 9	

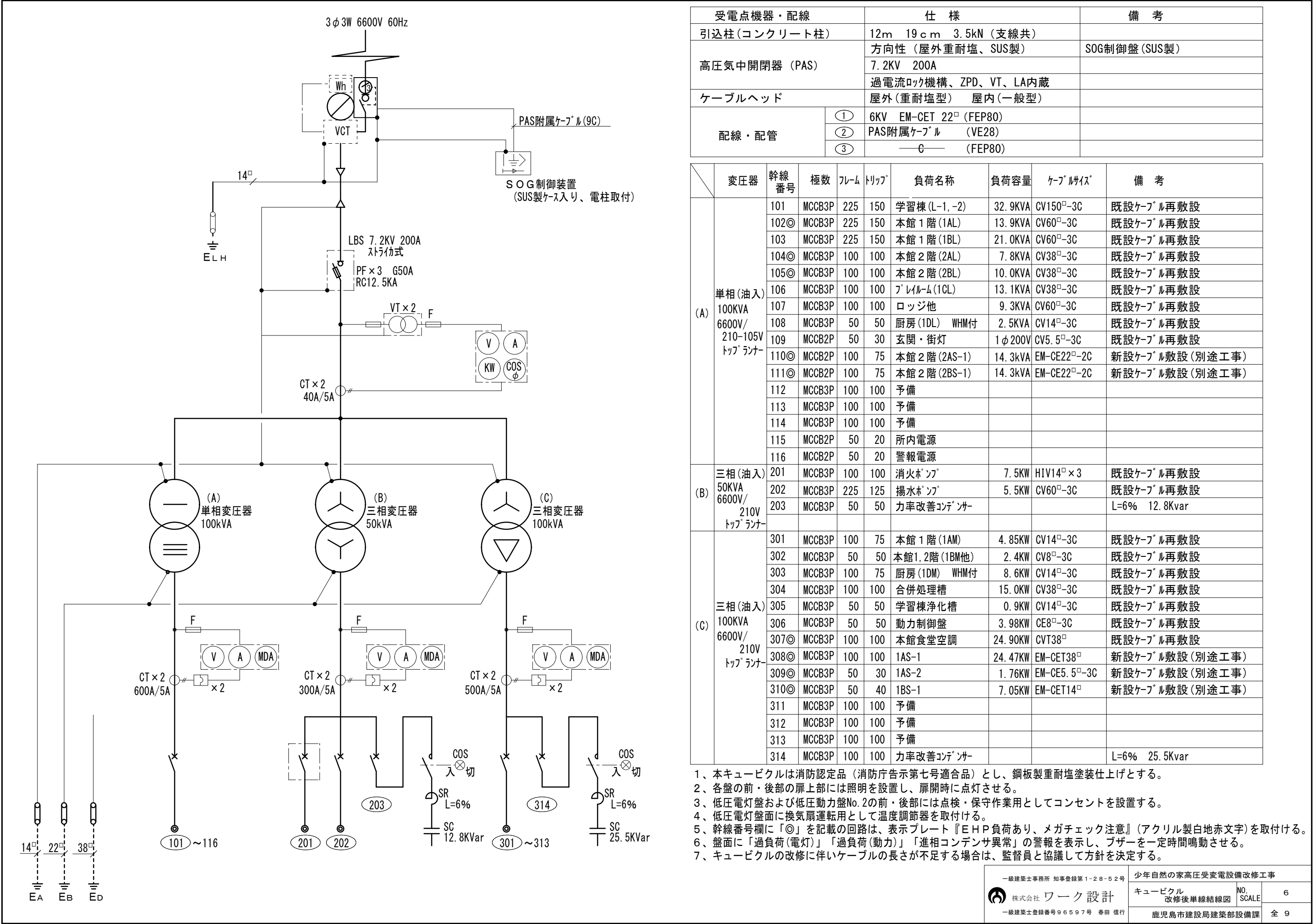


構内引込柱参考図

キュービクル廻り配線図 S=1:100

屋外幹線配線図 (改修後) S=1:400

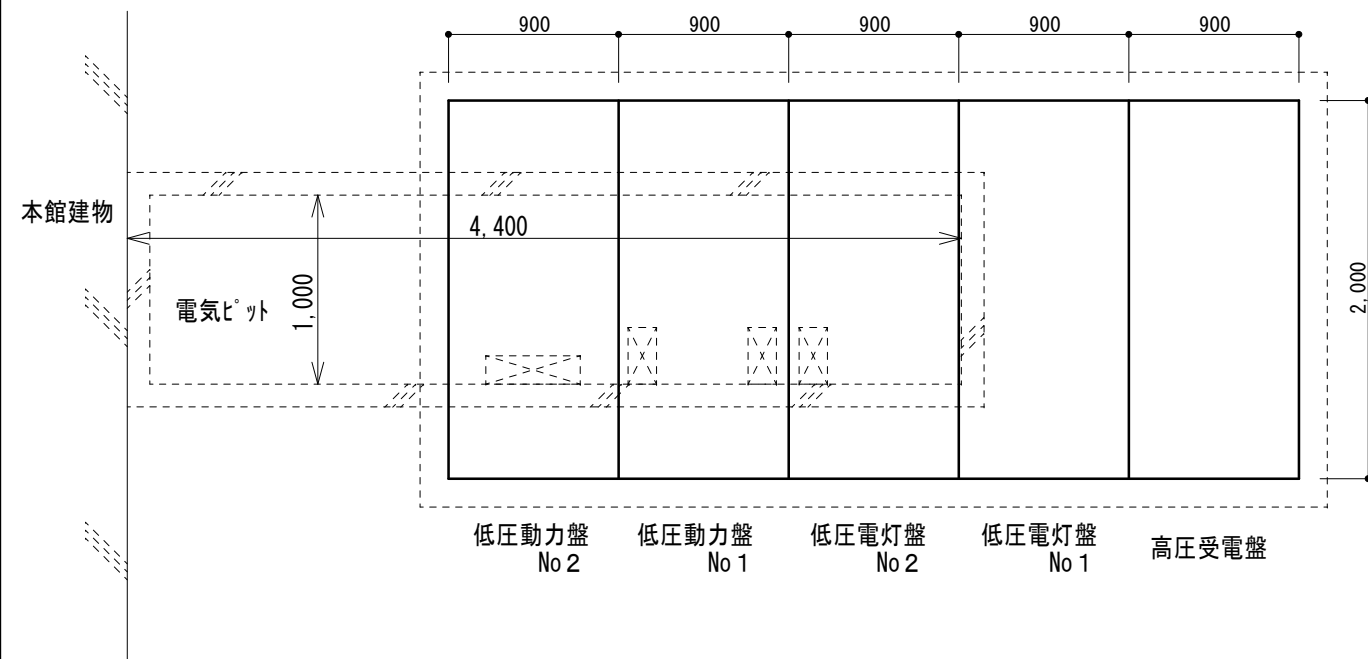
ハンドホール仕様・附属品リスト						
番号	寸 法	蓋 (600φ)	ハンガーポスト	ケーブルハンガー	支持碍子	嵩上げ調整リング
HH-1	900×900×900 (H2-9)	重荷重	400×75×75×9 4個	210×t6 4個	50 4個	600φ, H=100 1個
HH-2	900×900×900 (H2-9)	重荷重	400×75×75×9 2個	210×t6 2個	50 2個	600φ, H=100 1個
HH-3	900×900×900 (H2-9)	重荷重	400×75×75×9 4個	210×t6 4個	50 4個	600φ, H=100 1個



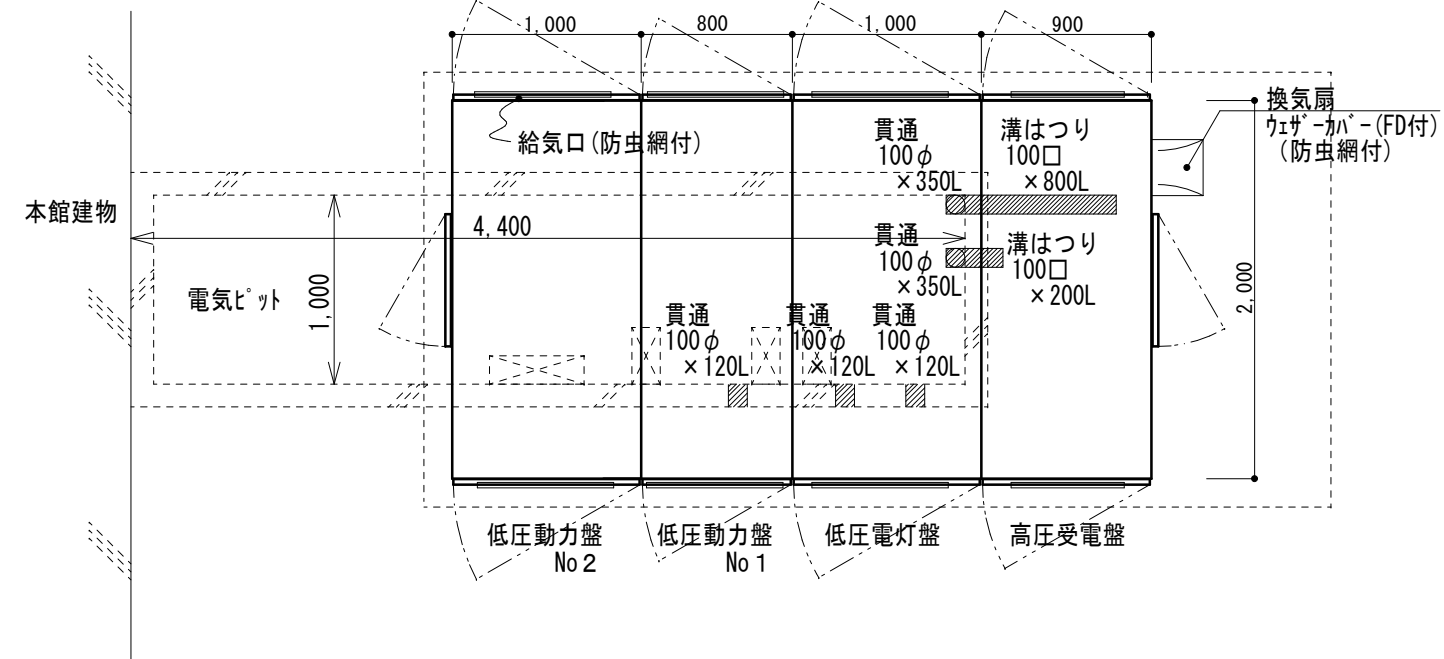
受電点機器・配線		仕 様	備 考
引込柱(コンクリート柱)		12m 19cm 3.5kN(支線共)	
高圧気中開閉器(PAS)		方向性(屋外重耐塩、SUS製)	SOG制御盤(SUS製)
		7.2KV 200A	
		過電流ロック機構、ZPD、VT、LA内蔵	
ケーブルヘッド		屋外(重耐塩型) 屋内(一般型)	
配線・配管	①	6KV EM-CET 22 [□] (FEP80)	
	②	PAS附属ケーブル (VE28)	
	③	—G— (FEP80)	

変圧器	幹線 番号	極数	フレーム	トリップ	負荷名称	負荷容量	ケーブルサイズ	備 考
(A) 単相(油入) 100KVA 6600V/ 210-105V トップランナー	101	MCCB3P	225	150	学習棟(L-1, -2)	32.9KVA	CV150 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	102◎	MCCB3P	225	150	本館1階(1AL)	13.9KVA	CV60 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	103	MCCB3P	225	150	本館1階(1BL)	21.0KVA	CV60 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	104◎	MCCB3P	100	100	本館2階(2AL)	7.8KVA	CV38 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	105◎	MCCB3P	100	100	本館2階(2BL)	10.0KVA	CV38 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	106	MCCB3P	100	100	フレイム(1CL)	13.1KVA	CV38 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	107	MCCB3P	100	100	ロジ他	9.3KVA	CV60 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	108	MCCB3P	50	50	厨房(1DL) WHM付	2.5KVA	CV14 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	109	MCCB2P	50	30	玄関・街灯	1φ200V	CV5.5 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	110◎	MCCB2P	100	75	本館2階(2AS-1)	14.3kVA	EM-CE22 [□] -2C	新設ケーブル敷設(別途工事)
	111◎	MCCB2P	100	75	本館2階(2BS-1)	14.3kVA	EM-CE22 [□] -2C	新設ケーブル敷設(別途工事)
	112	MCCB3P	100	100	予備			
	113	MCCB3P	100	100	予備			
	114	MCCB3P	100	100	予備			
	115	MCCB2P	50	20	所内電源			
	116	MCCB2P	50	20	警報電源			
(B) 三相(油入) 50KVA 6600V/ 210V トップランナー	201	MCCB3P	100	100	消火ポンプ	7.5KW	HIV14 [□] ×3	既設ケーブル再敷設
	202	MCCB3P	225	125	揚水ポンプ	5.5KW	CV60 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	203	MCCB3P	50	50	力率改善コンデンサ			L=6% 12.8Kvar
(C) 三相(油入) 100KVA 6600V/ 210V トップランナー	301	MCCB3P	100	75	本館1階(1AM)	4.85KW	CV14 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	302	MCCB3P	50	50	本館1,2階(1BM他)	2.4KW	CV8 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	303	MCCB3P	100	75	厨房(1DM) WHM付	8.6KW	CV14 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	304	MCCB3P	100	100	合併処理槽	15.0KW	CV38 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	305	MCCB3P	50	50	学習棟浄化槽	0.9KW	CV14 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	306	MCCB3P	50	50	動力制御盤	3.98KW	CE8 [□] -3C	既設ケーブル再敷設
	307◎	MCCB3P	100	100	本館食堂空調	24.90KW	CVT38 [□]	既設ケーブル再敷設
	308◎	MCCB3P	100	100	1AS-1	24.47KW	EM-CET38 [□]	新設ケーブル敷設(別途工事)
	309◎	MCCB3P	50	30	1AS-2	1.76KW	EM-CE5.5 [□] -3C	新設ケーブル敷設(別途工事)
	310◎	MCCB3P	50	40	1BS-1	7.05KW	EM-CET14 [□]	新設ケーブル敷設(別途工事)
	311	MCCB3P	100	100	予備			
	312	MCCB3P	100	100	予備			
	313	MCCB3P	100	100	予備			
	314	MCCB3P	100	100	力率改善コンデンサ			L=6% 25.5Kvar

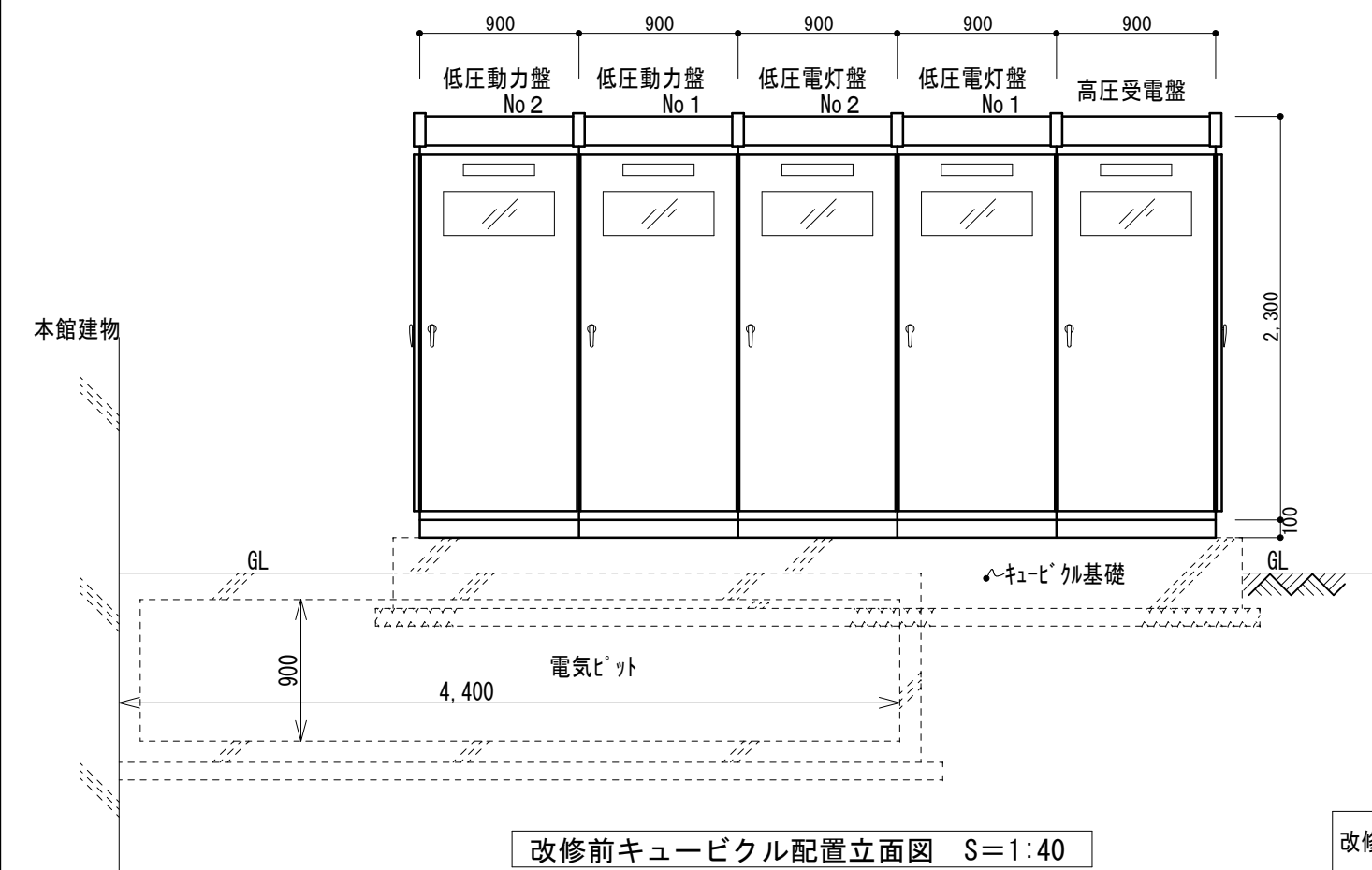
- 1、本キュービクルは消防認定品(消防庁告示第七号適合品)とし、鋼板製重耐塩塗装仕上げとする。
- 2、各盤の前・後部の扉上部には照明を設置し、扉開時に点灯させる。
- 3、低圧電灯盤および低圧動力盤No.2の前・後部には点検・保守作業用としてコンセントを設置する。
- 4、低圧電灯盤面に換気扇運転用として温度調節器を取付ける。
- 5、幹線番号欄に「◎」を記載の回路は、表示プレート『EHP負荷あり、メガチェック注意』(アクリル製白地赤文字)を取付ける。
- 6、盤面に「過負荷(電灯)」「過負荷(動力)」「進相コンデンサ異常」の警報を表示し、ブザーを一定時間鳴動させる。
- 7、キュービクルの改修に伴いケーブルの長さが不足する場合は、監督員と協議して方針を決定する。



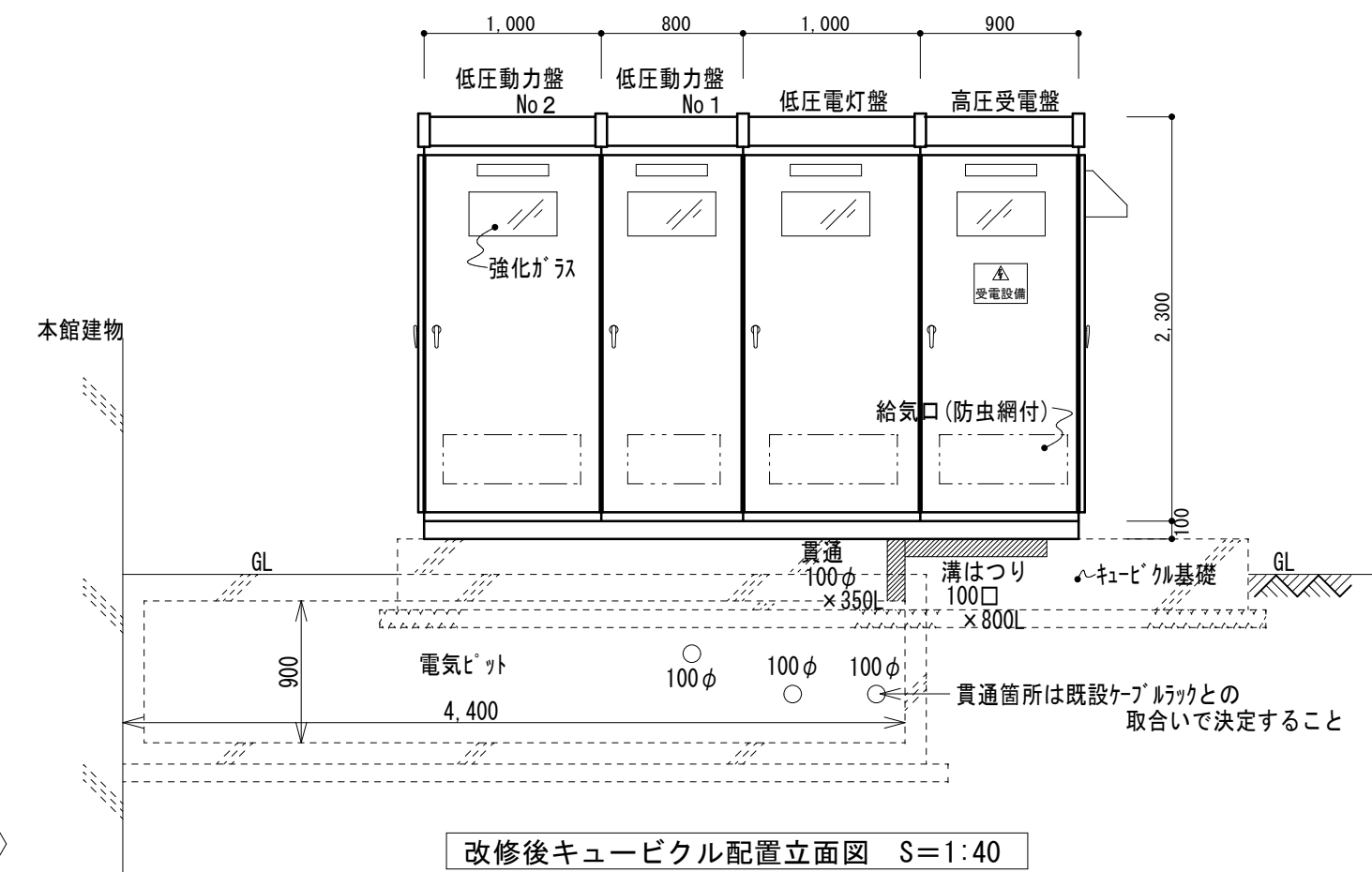
改修前キュービクル配置平面図 S=1:40



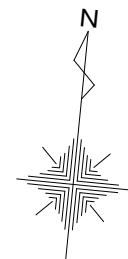
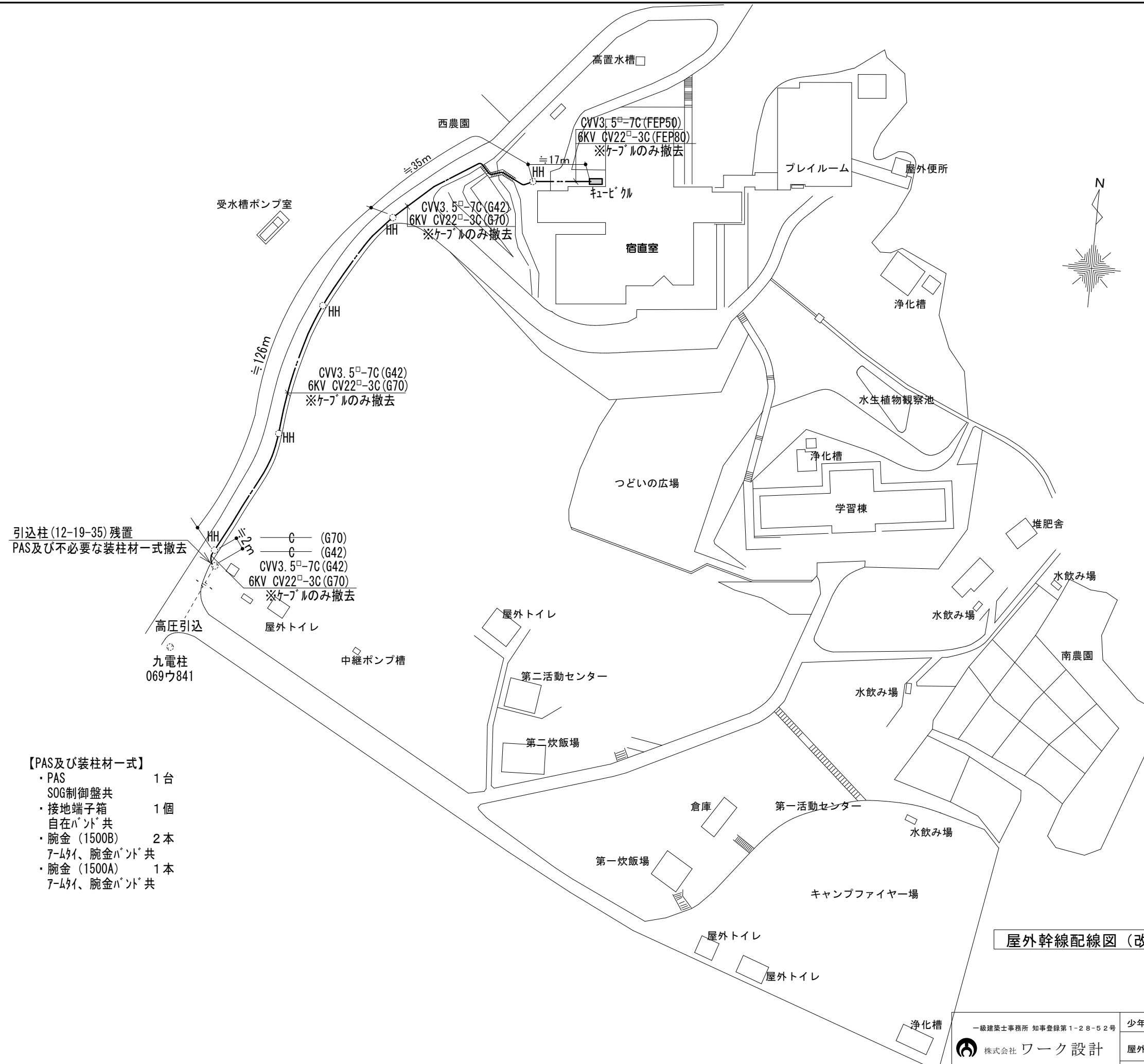
改修後キュービクル配置平面図 S=1:40



改修前キュービクル配置立面図 S=1:40



改修後キュービクル配置立面図 S=1:40



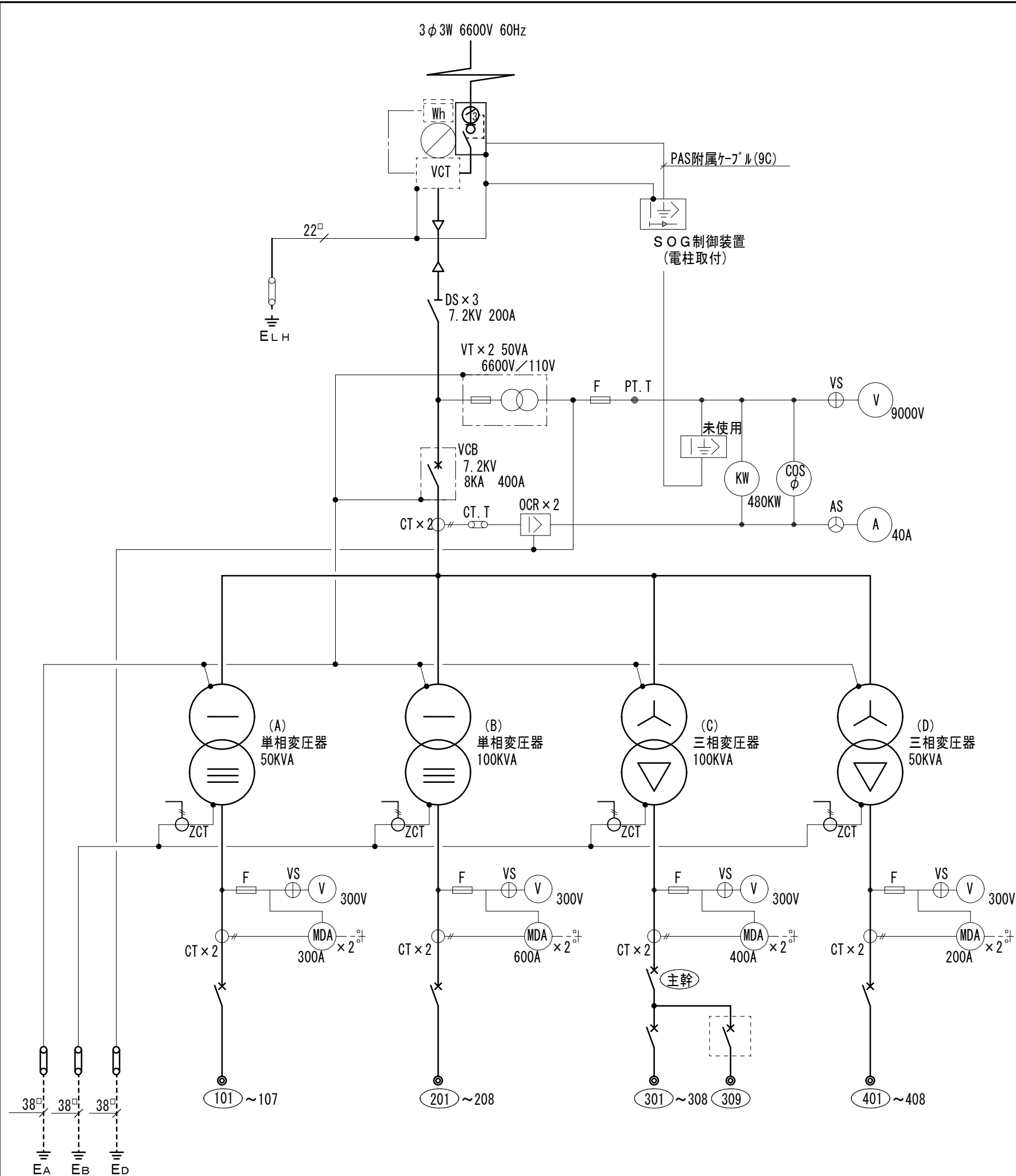
引込柱(12-19-35)残置
PAS及び不必要な装柱材一式撤去

HH

—C— (G70)
—C— (G42)
CVV3. 5□-7C (G42)
6KV CV22□-3C (G70)
※ケーブルのみ撤去

- 【PAS及び装柱材一式】
- ・PAS 1台
 - ・SOG制御盤共
 - ・接地端子箱 1個
 - ・自在バンド共
 - ・腕金(1500B) 2本
 - ・アーム、腕金バンド共
 - ・腕金(1500A) 1本
 - ・アーム、腕金バンド共

屋外幹線配線図(改修前) S=1:1200



受電点機器・配線		仕様	備考
引込柱(コンクリート柱)		12m 19cm 350kg (支線共)	
高圧気中開閉器 (PAS)		方向性 (屋外重耐塩、SUS製)	SOG制御盤
		7.2KV 200A	
ケーブルヘッド		過電流ロック機構、ZPD、VT、LA内蔵	
配線・配管		屋外(重耐塩型) 屋内(一般型)	
		① 6KV CV 22φ-3C (G70)	
		② 600V CVV 3.5φ-7C (G42)	

変圧器	幹線 番号	極数	フルーム	トリップ	負荷名称	負荷容量	ケーブル仕様	備考	端子台 番号
(A) 単相 50KVA 6600V/ 210-105V	101	MCCB3P	225	150	学習棟(L-1,-2)	32.9KVA	CV150φ-3C	既設ケーブル引戻し	102 104 105
	102	MCCB3P	225	150	予備				
	103	MCCB3P	100	100	ロッジ他	9.3KVA	CV60φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	104※	MCCB3P	100	100	予備				
	105	MCCB3P	50	50	厨房(1DL) WHM付	2.6KVA	CV14φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	106	MCCB2P	50	20	所内電源				
	107	MCCB2P	50	20	警報電源				
(B) 単相 100KVA 6600V/ 210-105V	201	MCCB3P	225	150	本館1階(1AL)	13.2KVA	CV60φ-3C	既設ケーブル引戻し	103 201 202 203 204 205 206 207 208
	202	MCCB3P	225	150	本館1階(1BL)	22.9KVA	CV60φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	203	MCCB3P	225	150	予備				
	204	MCCB3P	100	100	本館2階(2AL)	9.0KVA	CV38φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	205	MCCB3P	100	100	本館2階(2BL)	9.1KVA	CV38φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	206※	MCCB3P	100	100	ブレイム(1CL)	13.1KVA	CV38φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	207	MCCB3P	100	100	ブレイカー(閉)用途・行先不明				
	208	MCCB3P	50	30	玄関・街灯	1φ200V	CV5.5φ-3C	既設ケーブル引戻し	
(C) 三相 100KVA 6600V/ 210V	主幹	MCCB3P	400	400	主幹				302 303 304 305 306 307 401 402 403 405
	301※	MCCB3P	225	150	本館食堂空調	35.7KW	CVT38φ	既設ケーブル引戻し	
	302	MCCB3P	225	150	揚水ポンプ 他	5.5KW	CV60φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	303	MCCB3P	225	125	予備				
	304	MCCB3P	225	125	予備				
	305	MCCB3P	100	75	予備				
	306	MCCB3P	50	50	学習棟浄化槽	1.0KW	CV14φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	307	MCCB3P	50	50	予備				
	308※	MCCB3P	50	50	力率改善進相SC	618μF			
(D) 三相 50KVA 6600V/ 210V	309	MCCB3P	100	100	消火ポンプ	7.5KW	HIV14φ×3	既設ケーブル引戻し	101 301 404 406 407
	401	MCCB3P	100	100	合併処理槽	15.0KW	CV38φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	402	MCCB3P	100	75	本館1階(1AM)	16.3KW	CV14φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	403	MCCB3P	100	75	厨房(1DM) WHM付	8.6KW	CV14φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	404※	MCCB3P	100	75	予備				
	405	MCCB3P	50	50	本館1,2階(1BM他)	2.4KW	CV8φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	406	MCCB3P	50	50	所長室空調	2.5KW	CV8φ-3C	既設ケーブル引戻し	
	407	MCCB3P	50	50	動力制御盤	3.98KW	CE8φ-3C	既設ケーブル引戻し	

※印の負荷は、シャント付MCCB